

兵庫 県 瀬 戸 内 海 沿 岸  
海岸漂着物対策推進地域計画  
(案)

平成23年 月

兵 庫 県

# 「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」(案)

## 目 次

- 1 兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画の目的
- 2 兵庫県瀬戸内海沿岸の海岸の現状
  - (1) 海岸の概要
  - (2) 海岸漂着物等の現状
- 3 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向
  - (1) 海岸漂着物等の円滑な処理
  - (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制
  - (3) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
- 4 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域
  - (1) 選定方針及び基準
  - (2) 重点区域の選定結果
- 5 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容
  - (1) 海岸漂着物等の処理に関する事項
  - (2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項
  - (3) 普及啓発又は環境学習・教育に関する方策
- 6 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
  - (1) 海岸管理者
  - (2) 国
  - (3) 県
  - (4) 市町
  - (5) 民間団体等
  - (6) 地域住民
  - (7) 事業者等
  - (8) 学校・研究機関
- 7 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項
  - (1) モニタリングの実施
  - (2) 災害等の緊急時における対応
  - (3) 地域計画の変更

# 「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」（案）

## 1 兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画の目的

兵庫県の瀬戸内海沿岸は、瀬戸内海国立公園の一角をなす風光明媚な景観を形成しているとともに、貴重な漁業資源を育てており、多種多様な沿岸漁業と養殖業が営まれている。一方で、重要港湾を有し、海上輸送の拠点、工業地帯として重要な役割を果たしている。

海岸線は、自然海岸、半自然海岸、人工海岸に区分され、砂浜、港湾、漁港、など多種多様な形態を有しており、観光、海水浴、潮干狩り、魚釣り等の場として多くの利用客が訪れる。

しかしながら、瀬戸内海は、四方を陸や狭海に囲まれた閉鎖性海域であるため、河川などから海へ流れ込んだごみの多くは海岸に漂着し、景観、自然環境、観光等への影響が懸念されている。

このため、平成21年7月に制定された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第14条に基づき、「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を作成し、地域の特性を踏まえた回収・処理方法、発生抑制対策、関係者の役割分担等を定めることにより、海岸漂着物対策の推進を図るものである。

## 2 兵庫県瀬戸内海沿岸の海岸の現状

### （1）海岸の概要

兵庫県の南側に位置する瀬戸内海沿岸は、総延長約694kmであり、本州側の東は大阪府、西は岡山県に接し、淡路島の南東は紀淡海峡を挟んで和歌山県に、南西は鳴門海峡を挟んで徳島県に面している。

兵庫県の瀬戸内海沿岸は、「海岸法」<sup>1</sup>の規定に基づいて定められた「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」<sup>2</sup>により、地形・海象面の類似性と沿岸漂砂の連続性に着目して、大阪湾沿岸、播磨沿岸、淡路沿岸の3つの沿岸区分に分かれる。（図1-1）

---

1：「海岸法」（昭和三十一年五月十二日 法律第百一号 最終改正：平成二二年六月二日 法律第四一号）

2：「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」（平成十二年五月十六日 農林水産省運輸省建設省告示第三号）

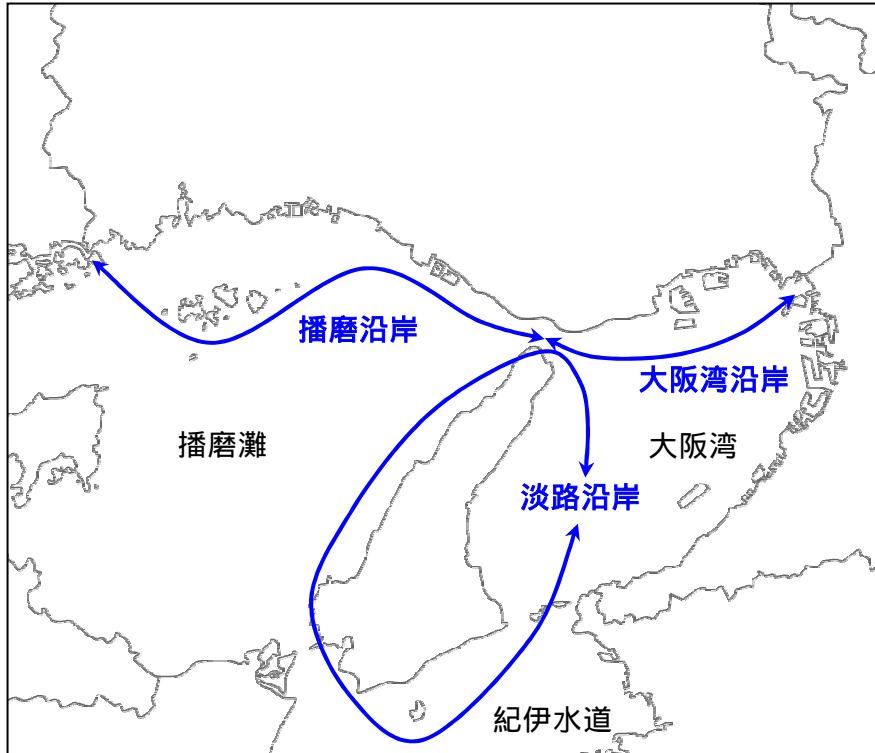


図 1 - 1 瀬戸内海沿岸の位置

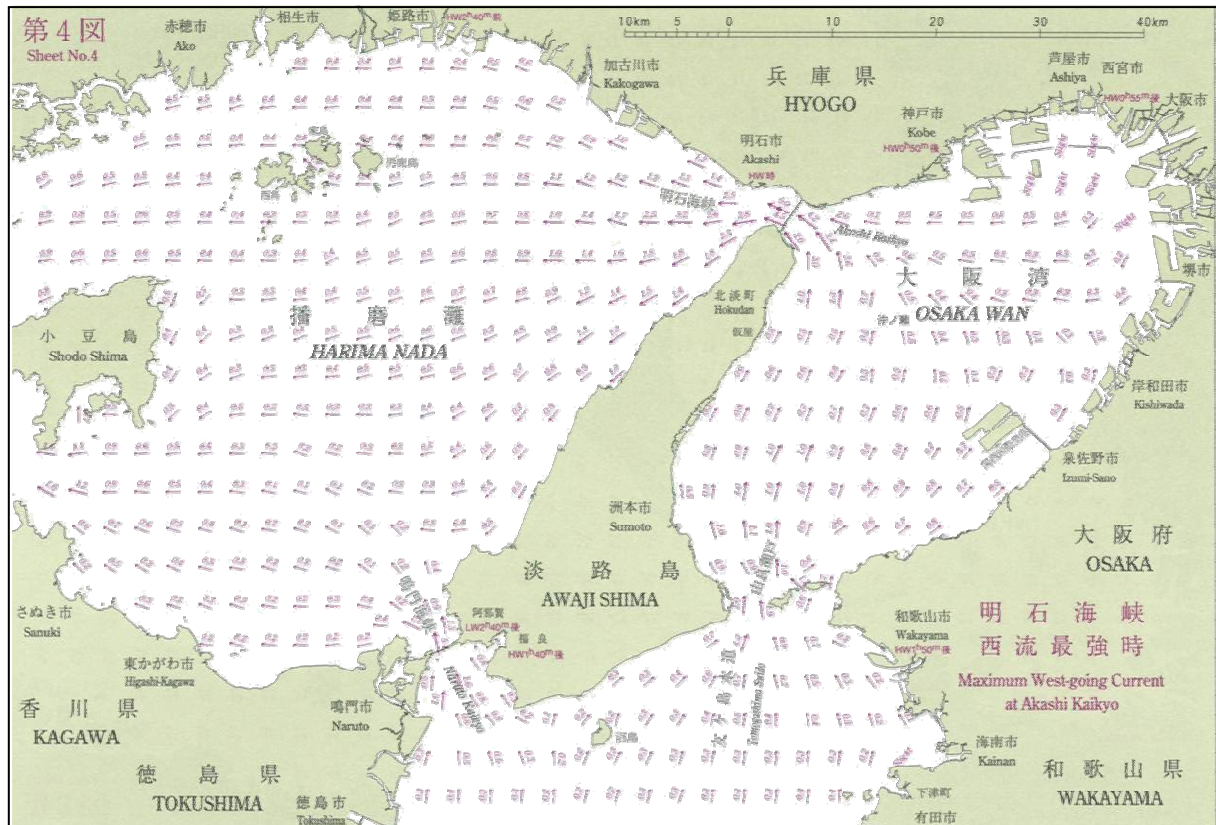


図 1 - 2 瀬戸内海沿岸の潮流（西流最強時）  
 （出典：大阪湾及播磨灘潮流図 海上保安庁、平成17年3月）

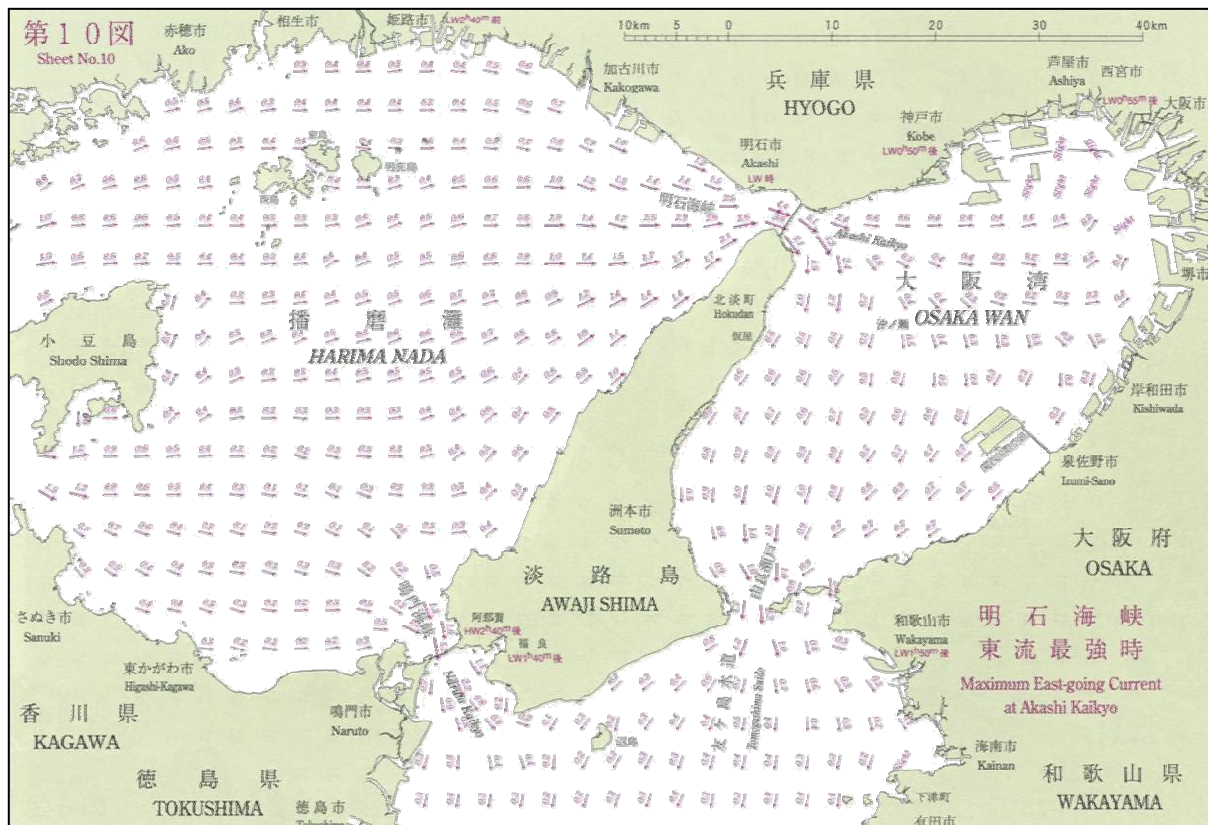


図 1 - 2 瀬戸内海沿岸の潮流（東流最強時）  
 （出典：大阪湾及播磨灘潮流図 海上保安庁、平成17年3月）

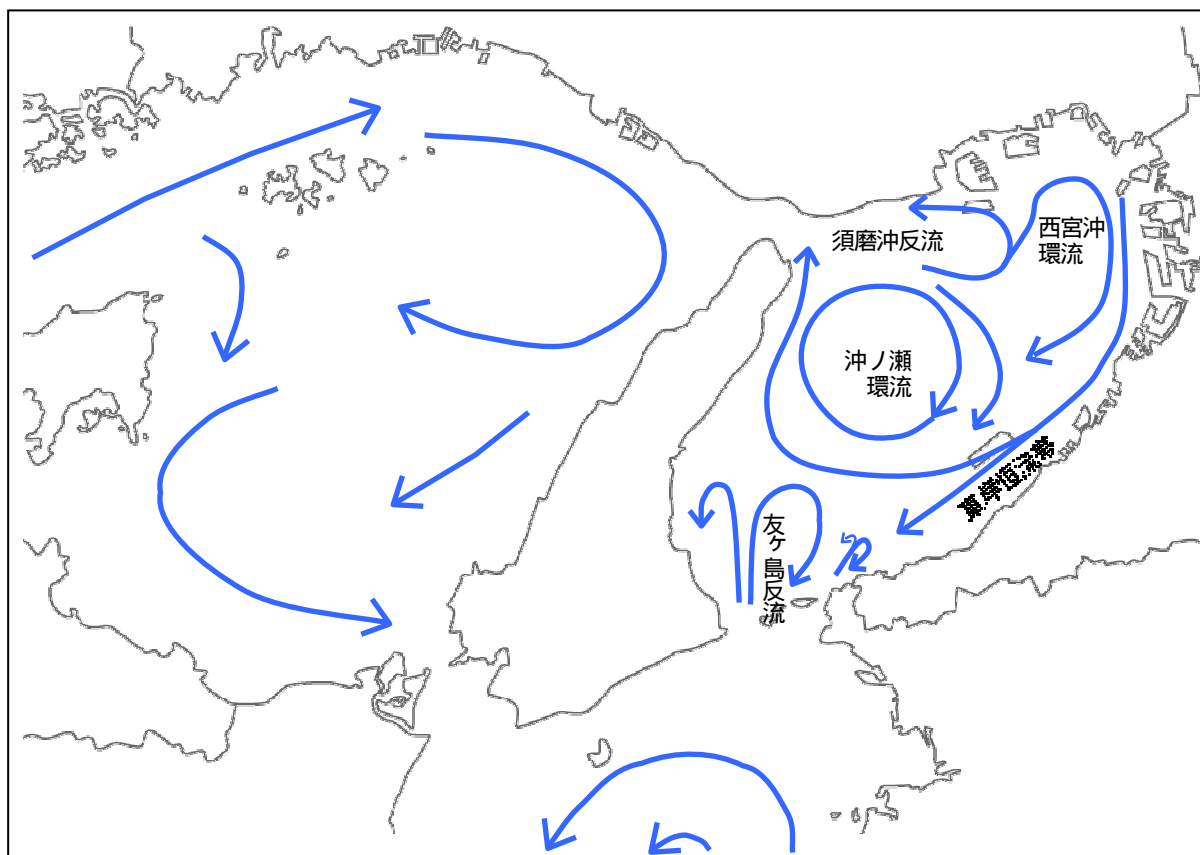


図 1 - 3 瀬戸内海沿岸の主な残差流（恒流）  
 （出典：藤原建紀ら「大阪湾の恒流と潮流・渦」（1989年海岸工学論文集36巻）改変）

## ア 大阪湾沿岸

大阪湾沿岸は、海岸線の総延長約198kmで東は大阪府との境を流れる中島川（一級河川淀川の分流にあたる神崎川の最下流部の分流）から西は神戸市と明石市との境界に至る。海岸を有する地域は、東から尼崎市、西宮市、芦屋市、神戸市の4市からなり、人口は、平成17年で2,543,967人（国勢調査）である。

気候は、年間を通じて温暖で多照な瀬戸内気候区を示す。冬季は少雨・多照で北西の風が多く、春季は冬季に比べて南～南東の風が多くなる。夏季は、海陸風が発達し、昼は海から陸へ、夜は陸から海へと風向が変化する。また、梅雨期には大阪湾を北上する暖湿気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることがある。

大阪湾の海水は、大阪湾へ紀淡海峡又は明石海峡から流入し、紀淡海峡から流入した流れは湾奥部へ反時計回りに、明石海峡から流入した流れは時計回りに湾全体に広がる（図1-2）。また、湾内には恒流が存在しており、湾西部には沖ノ瀬を中心とする大きな時計回りの循環流（沖ノ瀬環流）、湾東部には時計回りの環流（西宮沖環流）、須磨沖には、反時計回りに流れる須磨沖反流がある（図1-3）。

海岸地形は、中央部から東部に阪神工業地帯や港湾が発達し、埋立てによる複雑な形状となっている。大阪湾西部は、六甲山系が迫り、海岸線に平行した幅の狭い海岸平野が形成されており、海浜が広がる。また、大阪湾へは、中島川のほか、武庫川（二級河川）など流量の大きい河川が流入しており、湾奥の大阪府域には、淀川、神崎川、大和川等の一級河川が流入している。

沿岸地域に、特定重要港湾である神戸港及び重要港湾である尼崎西宮芦屋港を有し、平成20年では48,496隻（港湾統計）の入港があるなど日本でも有数の海上輸送の拠点であるとともに、阪神工業地帯の中心として重要な役割を果たしている。なお、西部の沖合では、ノリやワカメの養殖、タコやタイに代表される沿岸漁業が行われている。

阪神間には、甲子園浜や香炉園浜などの砂浜が残されており、西端には、対岸に淡路島を臨む須磨海岸、垂水海岸があるなど、自然の景観を楽しむとともに、海水浴、海釣り、マリナーなどに利用され、多くの人々が訪れる場所となっている。

海岸における植生については、沿岸域に人工護岸が多いため植生自然度は低い。須磨浦、西舞子海岸に小規模であるがハマヒルガオなどの海浜植物群落や垂水区の海神社にウバメガシ群落がみられる。また、浜甲子園干潟は、国設鳥獣保護区に指定されており、チドリ、シギなどの多くの野鳥が飛来するなど、貴重な生態系が残されている。

## イ 播磨沿岸

播磨沿岸は、海岸線の総延長約282kmで神戸市と明石市との境界から西の岡山県境までの沿岸である。海岸を有する地域は、東から明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市、赤穂市の7市1町からなり、人口は、平成17年で1,388,547人（国勢調査）である。

気候は、年間を通じて温暖、多照、少雨の典型的な瀬戸内気候を示す。冬季は晴天が多く、北西の風が卓越し、西よりの風が多く、春季は冬季に比べて南～南東の風が多くなる。夏季は、海陸風が発達し、昼は海から陸へ、夜は陸から海へと風向が変化する。

播磨沿岸前面の潮流は、上げ潮時には、明石海峡から播磨灘に流れ込み、概ね沿岸と平行に流れ、下げ潮時には、播磨灘から明石海峡へと逆に流れる(図1-2)。恒流としては、播磨灘から明石海峡へと向かう流れがある(図1-3)。

このため、播磨沿岸の東部海岸は、明石海峡の速い潮流の影響等により侵食が進んだ侵食海岸を形成している。中部には、東播磨港、姫路港を中心とした播磨臨海工業地帯が発達し、人工護岸や消波ブロックで占められており、西部は、瀬戸内海国立公園の一角を占め、変化に富んだ自然海岸と島々を形成している。流入する河川は、加古川、揖保川等の一級河川と市川、千種川、夢前川、明石川等の二級河川がある。

海域は、複雑な潮流と地形から魚介類の産卵場、育成場となっており、多種多様な漁法による沿岸漁業が行われている。水産物としては、明石ダイ、明石ダコの名産品を始め、イカナゴなどの魚が水揚げされるほか、ノリ、ワカメなどの養殖が行なわれている。

表1-1 播磨沿岸の漁業

漁法	海面漁業	海面養殖
底びき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業、一本釣り漁業、網、つぼ、かご等	マダイ、マダコ、イワシのシラス(チリメン)、イカナゴ、アナゴ、カレイ等	ノリ、ワカメ等(養殖)

西部沿岸の赤穂市の御崎～坂越浦沖の生島～室津海岸～たつの市の新舞子海岸に至る沿岸部一帯及び家島諸島の家島南岸の一部とそれ以西の島のほぼ全部は、瀬戸内海国立公園に指定されており、瀬戸内海の変化に富んだ美しい自然海岸と島々のおりなす風光明媚な自然景観に恵まれている。

また、レクリエーションの場として、海水浴場、公園・緑地、魚釣り公園、マリーナ・ヨットハーバーなどがバランス良く立地しており、都市部からも近いことから、毎年、多くの観光客、利用者が訪れている。

海岸における植生については、海岸砂丘の他、干潟が多く残されており、ハマゴウ、シオクグ等の海浜植物群落やシバナ群落などの貴重な塩沼地植物群落が自生している。また、的形海岸、新舞子海岸、唐船海岸には干潟があり、トビハゼやコメツキガニなどの生物や、チドリ、シギなどの野鳥がみられ、家島では、タワヤモリ等が、大津川河口にはタビラクチやキセルハゼ等の貴重な生物が生息している。

## ウ 淡路沿岸

淡路島は、兵庫県南部に浮かぶ瀬戸内海最大の島で、淡路沿岸の海岸線総延長約215kmである。淡路市、洲本市、南あわじ市の3市からなり、人口は、

平成17年で151,391人（国勢調査）である。

気候は、南部が太平洋に面しているため、瀬戸内気候区のなかに太平洋岸気候区の特徴も現れている。冬季は北西の風が多くなり、特に淡路島の西側海岸では、冬季に北西の強い季節風が吹く。春季は、北～北西の風が冬季と比較して相対的に弱まり、南方の紀伊水道辺りからの風が多くなる特徴がある。また、年間を通じて温暖、多照、少雨であるが、梅雨期と台風期は太平洋から直接流入する暖湿気流の影響で大雨が降ることがある。

淡路島は、周囲を大阪湾、播磨灘及び紀伊水道の海域に囲まれ、淡路島東側には、紀淡海峡又は明石海峡から大阪湾へ流入した海水が主流となり岸沿いを南北に流れ、西側には、明石海峡又は鳴門海峡から播磨灘へ流入した海水が岸沿いを南北に流れる。海水の出入りがある明石海峡及び鳴門海峡では潮流が速く、特に、鳴門海峡では渦潮が見られる（図1-2）。その他の海水の流れとしては、成ヶ島、由良、洲本沖には友ヶ島反流が存在し、海峡の両側では、潮汐フロント（潮目）が発生する（図1-3）。

海岸線には、港湾・漁港が整備されるとともに、隣接して砂浜が発達するなど利用される場所が多い。しかし、南部では、海岸線まで山地が迫っており、海岸は急な崖となるところが多い。

淡路沿岸には、16港湾及び22漁港（平成22年4月1日現在）があり、船びき網漁業や、小型底びき網漁業などの沿岸漁業が行われ、シラス、イカナゴをはじめ、ヒラメ、マダイ等などが水揚げされている。一方、養殖漁業では、特にノリ養殖が盛んで各地域で生産されている。このほか島南西部における養殖では、ワカメ、ハマチ、マダイ、フグなどを中心に生産が行われている。

表1-2 淡路沿岸の漁業

漁法	海面漁業	海面養殖
船びき網、小型底びき網、刺網、小型定置網 ひき縄釣	シラス、イカナゴ、ヒラメ、カレイ類、タチウオ、マダイ、コノシロ、サバ類、アナゴ類、エビ類、イカ類、マイワシ、アジ類、ブリ類、マダコ	ノリ、ワカメ、ハマチ、マダイ、フグ

海岸は、明石海峡の松帆の浦、岩屋の絵島、久留麻海岸、安乎・厚浜海岸、白砂青松の大浜や慶野松原、論鶴羽山地南海岸の灘黒岩水仙郷、沼島、鳴門岬、吹上浜、阿那賀組海岸の鎧崎、湊西方、慶野松原、五色浜、明神・江井岬など島全域に景勝地を有し、美しい眺望、緑豊かな自然、青い海、白い砂浜など豊かな環境に恵まれている。なかでも、成ヶ島は淡路南東部の島で、成山と生石崎が砂州によって繋がってできた陸繋島であり、流麗な特徴ある地形、景観を形成している。また、沿岸の一部（明石海峡地区、由良地区、論鶴羽山地区、沼島地区、鳴門海峡地区、慶野松原地区）は、瀬戸内海国立公園に指定されている。

これらの景観と、温暖な気候、海洋性の自然環境に恵まれ、都市部からも近いことから海水浴、釣り、マリンスポーツなどの海洋性レクリエーション



が広く行われている。

なお、淡路沿岸は、海岸の生態系についても多様性に富んでおり、植生としては、松帆の浦のスナビキソウ群落や、由良成ヶ島、吹上浜、慶野松原の砂丘地には、ハマゴウ、ハマヒルガオ、コウボウムギ、オニシバ等の海浜植物群落が発達している。また、由良成ヶ島には、自然植生（海浜植物群落、塩沼地植生、ウバメガシ群落）やハマボウなど、貴重かつ特色のある植物が数多くみられる。水生生物としては、フネアマガイ、ユウシオガイ、南あわじ市のナメクジウオ、吹上浜のオオヒョウタンゴミムシなどの希少種が生息している。沼島は、ウミウの越冬地であり、県の天然記念物に指定されている。

## (2) 海岸漂着物等<sup>3</sup>の現状

平成21年度の海岸漂着物等の回収実績は、大阪湾沿岸で201トン、播磨沿岸で119トン、淡路沿岸で168トンであった。

また、平成22年5、6月に実施した簡易基礎調査時の海岸漂着物等の量は323トンと推計された。海岸漂着物等としては、ペットボトルや空缶、枯ヨシ、流木が多かった。

表2-1 各沿岸における海岸漂着物等の回収実績（平成21年度分）

沿岸	大阪湾沿岸	播磨沿岸	淡路沿岸	合計
漂着物等の量(t)	201	119	168	488

表2-2 各沿岸における海岸漂着物等の推計値（平成22年5月～6月調査）

沿岸	大阪湾沿岸	播磨沿岸	淡路沿岸	合計
漂着物等の量(t)	39.1	98.6	185.3	323

漂着物等量は、平成22年5,6月実施の簡易基礎調査(目視調査)による推計値である。漂着物等の比重を $0.17(t/m^3)$ として算出。(出典：漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書(漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会 平成21年3月))

---

3：「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。

「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

## ア 大阪湾沿岸

大阪湾沿岸における平成21年度の海岸漂着物等の回収実績は201トンであった。

また、平成22年5、6月に実施した簡易基礎調査時の海岸漂着物等量は39.1トンと推定され、主にペットボトル、空缶、枯ヨシなどが漂着していた。

大阪湾沿岸は、港湾や工業地帯が発達しており、漂着物が漂着し易い砂浜は少ない。しかし、複雑な港湾に囲まれて砂浜が点在しているため、一度港湾に入り込んだ海岸漂着物は、風などの向きにより海岸から海岸へと移動し漂着、流出を繰り返す状態である。これらの海岸漂着物は枯ヨシなどが多いことから、河川から漂流してきたものと推測される。また、河口付近や工業地帯等の海岸は、人工護岸やテトラポットの箇所が多い。消波ブロックの上や内部には、ペットボトルや発泡スチロールの破片が堆積している状態であり、これらは、高波等により再び流出する。

海岸漂着物等の回収については、「大阪湾クリーン作戦」、「須磨海岸クリーン作戦」や「海浜の自然環境を守る会」（西宮市）等による活動が行われており、清く保たれている箇所が多い。

また、大阪湾や播磨灘では、国の海面清掃船により海面に浮遊するごみの回収が行われている。

## イ 播磨沿岸

播磨沿岸における平成21年度の海岸漂着物等の回収実績は119トンであった。

また、簡易基礎調査時の海岸漂着物等量は98.6トンと推定され、枯ヨシ、ペットボトル、空缶などの漂着物がみられた。

漂着場所は、西部の赤穂海岸や室津海岸に多い。これは、播磨沿岸の東部では、工業地帯が海岸線を占め人工護岸や消波ブロックが多く、ごみが漂着する海岸が少ないため、潮流に流されたごみ等が、自然海岸の多い西部海岸に漂着しやすい状態となっていることによる。なお、東部の人工護岸で見られる漂着物等の多くは消波ブロック上に帯状に漂着した流木、枯ヨシである。

また、播磨沿岸西部の家島諸島では、常に東西からの潮流、風浪にさらされて漂着物が集まりやすい状況にあることと、陸路から立ち入れない場所が多く、清掃作業が行き届かないことから、ブイ、フロート、流木などの海岸漂着物が多く堆積している。

海岸漂着物等の回収については、潮干狩りや海水浴の前などに地域住民のほか、漁業協同組合、観光協会等による清掃活動が行われており清く保たれている箇所が多い。しかし、加古川等河口近くの砂浜では、降雨の後に流木などの大量のごみが押し寄せることがある。

## ウ 淡路沿岸

淡路沿岸における平成21年度の海岸漂着物等の回収実績は168トンであった。

また、簡易基礎調査時の海岸漂着物等量は185.3トンと推定され、ペット

ボトルや、空缶、発泡スチロール製の容器、枯ヨシ、流木などが多く漂着していた。また、島の南部では、プラスチック製のブイや発泡スチロール製のフロートなど大型の漂着物や、流木などが多く堆積していた。

これらの海岸漂着物は、潮流や季節の風向きによって漂着するため、海岸によって漂着する時期が異なる。東海岸では、春から夏の南東～南の風により海岸漂着物が漂着し、西海岸では冬季の北西の強い季節風により多く海岸漂着物が漂着する。また、海岸漂着物は、風向きによるほか台風や大雨の後に多く漂着することがある。淡路島には本州のように流域の大きな河川が存在しないため降雨の後の漂着物は、大阪湾、播磨沿岸や、近隣府県の大阪府、和歌山県、岡山県、広島県からの漂着が含まれると考えられる。なお、降雨後、潮流と風向きの条件が合致した場合には、一度に多くの漂着物が海岸へ押し寄せる場合がある。

海岸漂着物等の回収については、地域住民等による「淡路全島一斉清掃」や「大浜海岸清掃活動団体」、「国立公園成ヶ島を美しくする会」等、民間団体による清掃活動が活発に行われており、人々が利用する砂浜や港は清く保たれている箇所が多い。しかし、人が立ち入らない海岸では、多くの漂着物等が堆積している状況である。

淡路沿岸における海岸漂着物等の質（種類）は、平成22年7、8月に実施した詳細調査の結果によると、全体的に流木等の自然物の占める割合が多い傾向がみられた。流木等の自然物を除いた人工物では、プラスチック類の占める割合が多い傾向がみられた。

海岸漂着物等の質は、海水浴場等で日常の清掃が行われている箇所と、清掃が行われていない箇所とで異なっていた。清掃が行われている海岸では、枯ヨシ、海藻等の自然物の占める割合が多い結果であった。一方、清掃が行われていない海岸では、ペットボトルや植栽用ポット等のプラスチック類の占める割合が多くなった。

また、淡路沿岸の南部では、漁具のブイなどが多く、発泡スチロール類では、魚箱や大型のフロートなどが漂着していた。漂着した発泡スチロール類は、使用環境下での磨耗や紫外線による劣化を受け、破砕し、微細化しているものも多く、回収作業が困難となっている。

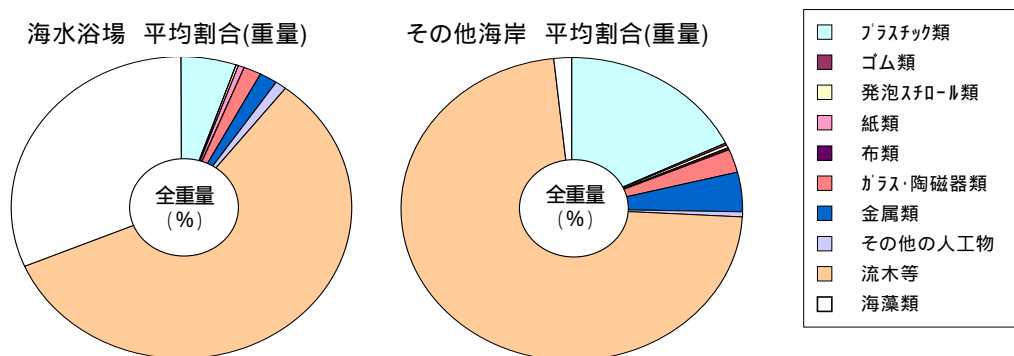


図 2 - 4 海岸漂着物等の質(種類)重量割合  
(平成22年7、8月時点での調査結果(実測))

平成22年7、8月に調査を行った淡路島内25地点について、海水浴場とその他の海岸に分けて集計したものである。

### 3 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るものである。

海岸漂着物対策の実施に際しては、多様な主体の適切な役割分担と連携のもと行われることが肝要である。

兵庫県における海岸漂着物対策を推進するための基本的方向を示す。

#### (1) 海岸漂着物等の円滑な処理

海岸管理者、県、市町は連携して海岸漂着物等の円滑な処理を図る。

#### (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物等には、県民生活に伴って発生するごみ等が多く含まれており、問題解決を図るには、陸域も含め、その効果的な発生抑制を図る必要がある。

#### (3) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸管理者、国、県、市町、民間団体等、地域住民、事業者等、学校・研究機関の多様な主体が適切な役割分担の下で積極的に取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力する。

### 4 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

#### (1) 選定方針及び基準

国の基本方針<sup>4</sup>に沿って、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(以下、「重点区域」という。)の選定基準は、次のとおりである。

##### (重点区域の選定基準)

以下の3つの選定基準を満足する海岸を重点区域とする。

海岸漂着物等が集積している海岸

海岸の地形、海岸の景観、海岸の利用等、自然的・社会的条件において、保全が必要と認められる海岸(表4-1)

海岸管理者、海岸を有する市町が、重点的に海岸漂着物等の回収、処理を進める海岸

---

#### 4 国の基本方針

重点区域の設定に際しては、海岸漂着物対策を重点的に推進する背景や目的を整理した上で、対策の推進に係る基本的な方針や課題解決の方向性等を明確にする。

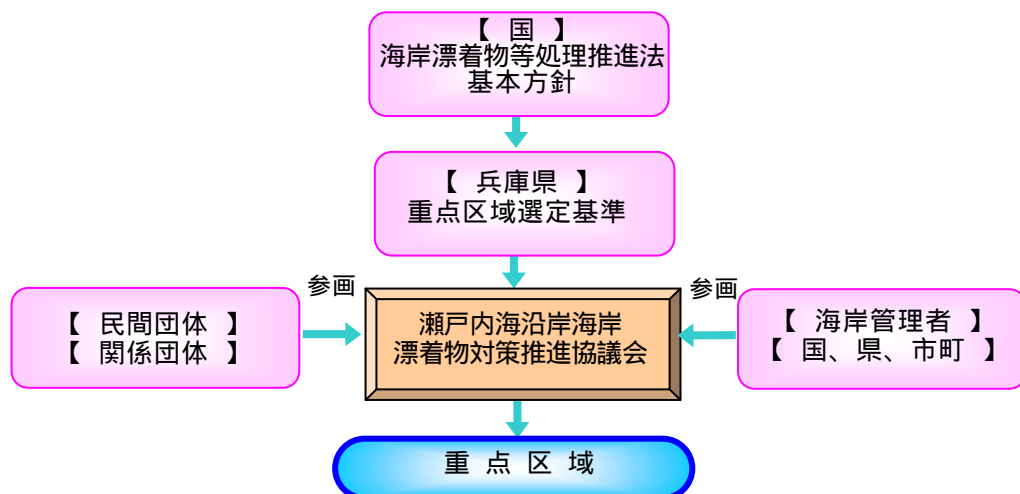
表 4 - 1 自然的条件、社会的条件

項目		選定基準	
自然的条件	海岸の地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海流、潮流のぶつかる岬等に近接する海岸</li> <li>・複雑な海岸線の海岸</li> <li>・海洋へ開く地形（湾、入り江）にある海岸</li> <li>・砂浜やれき浜を形成する海岸</li> </ul>	
	海岸の景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「天然記念物」 ：文化財保護法（昭和25年5月制定）</li> <li>・「国立・県立自然公園」 ：自然公園法（昭和32年6月制定）</li> <li>・「日本の白砂青松100選」 ：（昭和62年選定、日本の松の緑を守る会）</li> <li>・「日本の渚百選」 ：（平成8年発表、日本の渚・中央委員会）</li> <li>・「快水浴場百選」：（平成18年選定、環境省）</li> <li>・「兵庫県版レッドデータブック2003」</li> </ul>	に選定されている自然景観等を有する海岸
	海岸の生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5回 自然環境保全基礎調査」 ：（平成12年、環境庁）</li> <li>・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-」（平成19年、環境省）</li> <li>・「兵庫県版レッドデータブック2003」</li> <li>・「兵庫県版レッドデータブック2010」（植物・植物群落）</li> </ul>	に選定されている生物群集、生物種、植物群落等を有する海岸
社会的条件	海岸の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場等のアメニティ施設</li> <li>・港や漁港の設備</li> <li>・「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」 ：（平成18年、大阪府・兵庫県）</li> <li>・「播磨沿岸海岸保全基本計画」 ：（平成19年、兵庫県）</li> <li>・「淡路沿岸海岸保全基本計画」 ：（平成19年、兵庫県）</li> </ul>	等、地域において利用・活用されている海岸

(2) 重点区域の選定

海岸管理者や市町、民間団体等が参画する「瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進協議会」での協議を踏まえて選定した。

【 重点区域の選定フロー 】



(3) 重点区域の選定結果

選定基準に基づき、重点区域を表4-2～表4-4のとおりとした。

瀬戸内海沿岸の重点区域は、計59箇所、重点区域延長444.3kmになり、瀬戸内海沿岸の総延長694.2kmの約64%にあたる。

ア 大阪湾沿岸

大阪湾沿岸の重点区域は5箇所であり、延長は138.7kmである。これは、大阪湾沿岸における総延長197.5kmの約70%にあたる。

表4-2 重点区域一覧

【大阪湾沿岸】（大阪湾沿岸の総延長197.5 km）

市名	番号	海岸名	延長 (km)	海岸管理者
尼崎市 西宮市 芦屋市	1	尼崎西宮芦屋港海岸	64.4	県（港湾課）
神戸市	2	神戸港海岸（海岸保全区域）	71.9	神戸市
	3	塩屋漁港海岸	0.7	
	4	垂水漁港海岸	1.2	
	5	舞子漁港海岸	0.5	
4市	-	5箇所	138.7	-

海岸統計資料（平成22年3月現在）

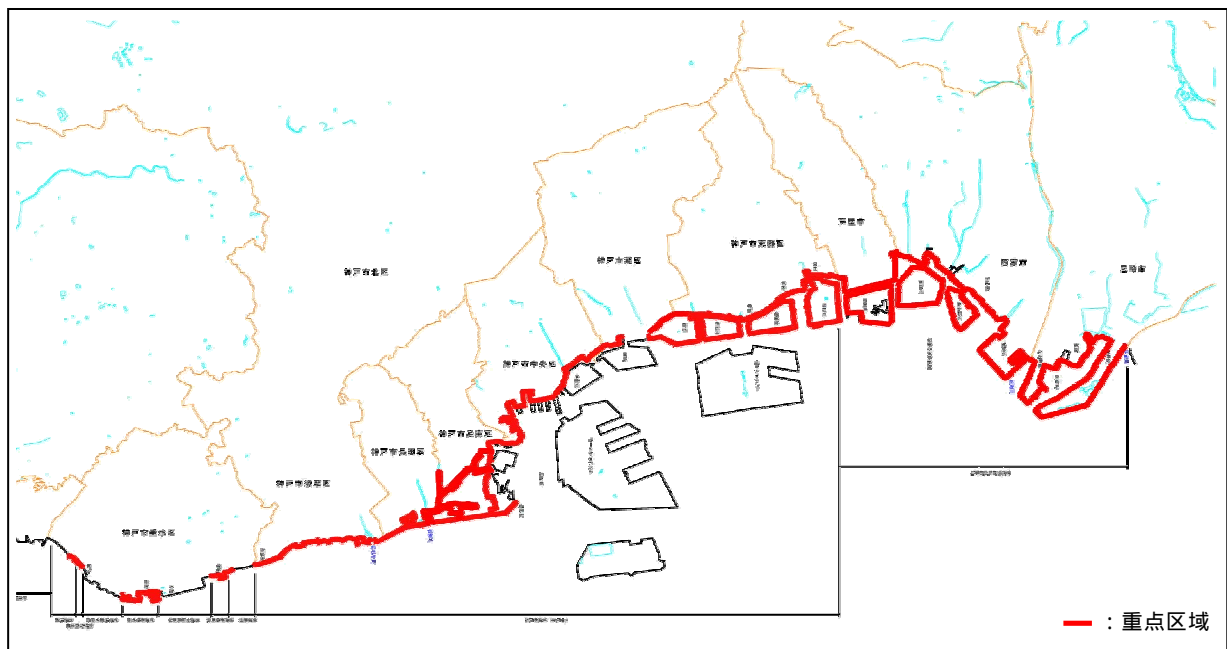


図4-1 大阪湾沿岸における重点区域の位置図

## イ 播磨沿岸

播磨沿岸の重点区域は15箇所であり、延長は192.5kmである。これは、播磨沿岸における総延長281.7kmの約68%にあたる。

表 4 - 3 重点区域一覧

【播磨沿岸】（播磨沿岸の総延長281.7km）

市名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者
明石市	1	明石港海岸	4.9	県（港湾課）
明石市 播磨町 加古川市 高砂市	2	東播磨港海岸	44.7	
姫路市	3	妻鹿漁港海岸	3.7	県（漁港課）
	4	姫路港海岸	55.6	
	5	家島港海岸	7.3	
	6	立舞海岸	0.5	
	7	東尾友海岸	0.5	
	8	東尾友海岸、立舞海岸以外の西島海岸（一般公共海岸）	30.9	
たつの市	9	成山新田海岸	2.1	県（港湾課）
	10	成山新田海岸～岩見漁港海岸（一般公共海岸）	0.9	
	11	岩見漁港海岸～室津漁港海岸（一般公共海岸）	1.1	
	12	室津漁港海岸～相生市境（一般公共海岸）	1.3	
相生市	13	相生港海岸	17.7	県（港湾課）
赤穂市	14	坂越港海岸	5.0	
	15	赤穂港海岸	16.3	
7市1町	-	15箇所	192.5	-

海岸統計資料（平成22年3月現在）

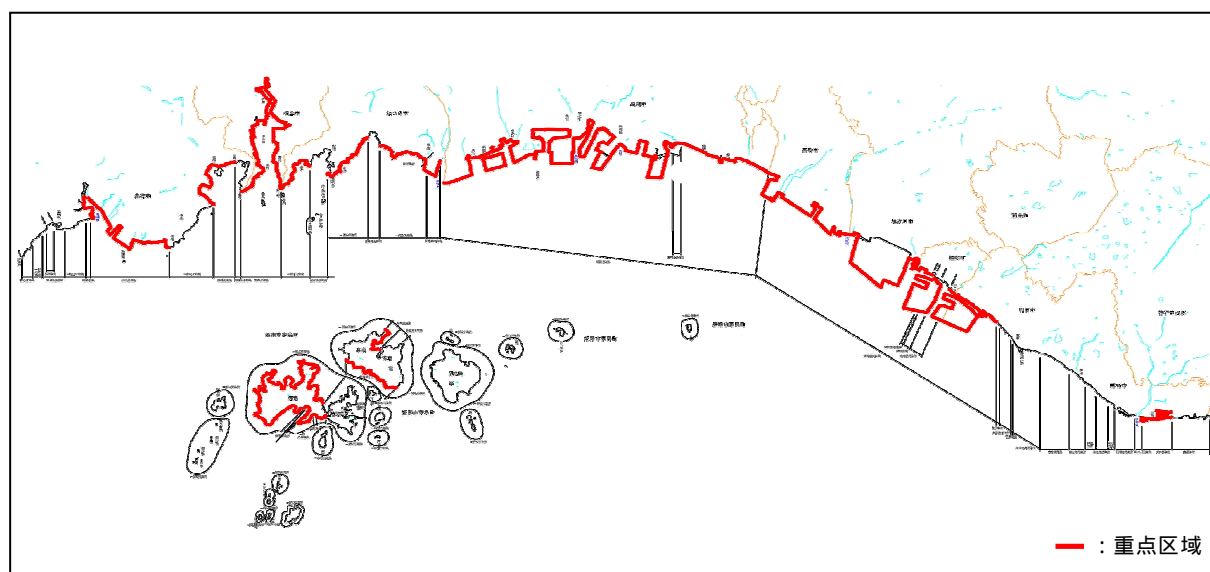


図 4 - 2 播磨灘沿岸における重点区域の位置図

ウ 淡路沿岸

淡路沿岸の重点区域は39箇所であり、延長は113.1kmである。これは、淡路沿岸における総延長215.0kmの約52%にあたる。

表 4 - 4 重点区域一覧

【淡路沿岸】（淡路沿岸の総延長215.0km）

市名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者	
淡路市	1	松帆崎海岸	0.2	県(農地整備課)	
	2	岩屋浦海岸	3.2	県(港湾課)	
	3	浦港海岸	2.3		
	4	仮屋漁港海岸	3.1	県(漁港課)	
	5	生穂漁港海岸	1.4		
	6	津名港海岸	21.1	県(港湾課)	
	7	野島海岸	7.3		
	8	富島海岸	0.8		
	9	室津海岸	0.4		
	洲本市	10	尾崎漁港海岸	1.1	県(漁港課)
		11	多賀海岸	0.8	県(港湾課)
		12	江井港海岸	1.8	
13		安乎中川原海岸	5.0	洲本市	
14		炬口漁港海岸	0.8		
15		洲本港海岸	2.8	県(港湾課)	
16		古茂江港海岸	4.5	洲本市	
17		由良港海岸(成ヶ島、生石)	12.9	県(港湾課)	
18	都志港海岸	2.0			
南あわじ市	19	船瀬漁港海岸	0.5	洲本市	
	20	鳥飼漁港海岸	1.8		
	21	土生地野海岸	2.5	県(港湾課)	
	22	阿万港海岸	2.7		
	23	吹上海岸	1.3	県(農地整備課)	
	24	吹上海岸～福良港海岸(一般公共海岸)	3.0	県(港湾課)	
	25	福良港海岸	10.4	県(港湾課)	
	26	刈藻海岸	0.8		
	27	鳥取海岸	0.2		
	28	空浜海岸	0.1	県(農地整備課)	
	29	阿那賀組海岸	1.5	県(港湾課)	
	30	丸山漁港海岸	2.4	県(漁港課)	
	31	志知川組海岸	2.9	県(港湾課)	
	32	津井海岸	1.4		
	33	湊津井海岸	3.0		
	34	湊港海岸	2.5		
	35	古津路海岸	0.4	県(農地整備課)	
36	慶野松原海岸	0.9	県(港湾課)		
37	慶野海岸	0.2	県(農地整備課)		
38	慶野五色海岸	0.3	県(港湾課)		
39	沼島漁港海岸	2.8	県(漁港課)		
3市	-	39箇所	113.1	-	

海岸統計資料(平成22年3月現在)



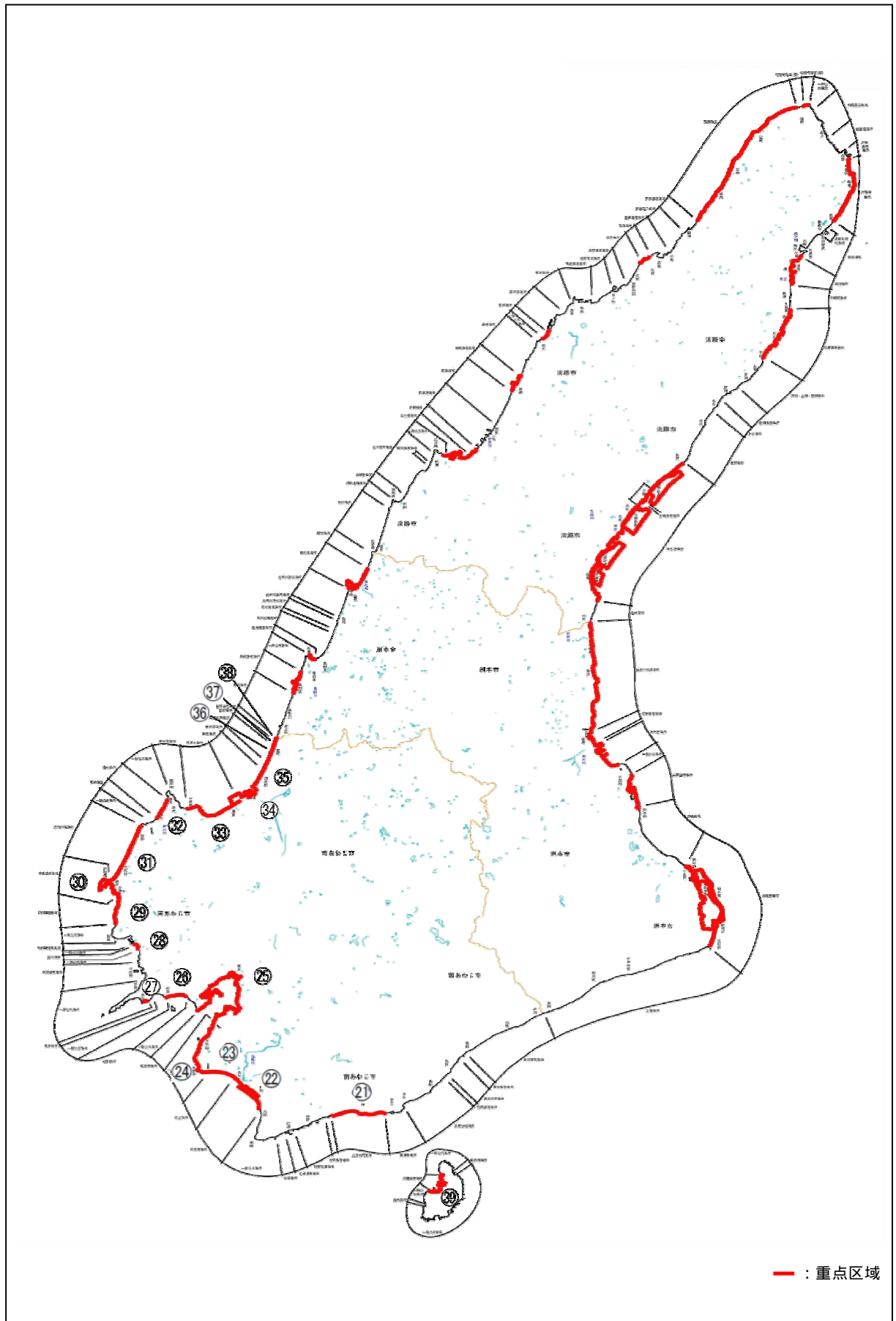


図 4 - 3 淡路沿岸における重点区域の位置図

## 5 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

海岸漂着物等が海岸に集積し、海岸における良好な景観や自然環境、観光等への影響が懸念されていることから、それぞれの地域における自然的要素や社会的要素等を踏まえ、海岸管理者、国、県、市町、民間団体等、地域住民、事業者等、学校・研究機関が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと重点区域における海岸漂着物対策を実施する。

### (1) 海岸漂着物等の処理に関する事項

多くの海岸漂着物等が海岸に集積することにより、現に清潔の保持に特に支障が生じている地域においては、まず、海岸漂着物等の処理を進めることによって海岸の清潔を図ることが必要である。また、海岸漂着物等の海域への再流出を防ぐために、漂着状況、時期を考慮し速やかに処理を行うよう努める。

このような観点から、以下に示す基本的事項を定め、海岸漂着物等の円滑な処理を図る。

#### ア 処理主体

海岸管理者は、管理する重点区域において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理を行う。

処理にあたっては、海岸管理者は、各重点区域における自然的社会的条件等を勘案し、処理方法、時期や頻度等を定める。

市町は、海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者に協力するとともに、回収された海岸漂着物等のうち、市町のごみ処理施設で処理可能なものについて、受け入れて処分する。

市町で処理できない海岸漂着物等については、海岸管理者、市町及び関係者で協議し、適切に処理を行う。

また、海岸漂着物等の回収については、地域住民や民間団体等の協力が欠かせないことから関係者間での合意形成に努める。

#### イ 処理時期

海岸漂着物は、大雨や強い季節風の後などに多く漂着する場合がある。漂着量が多い時期の直後に海岸漂着物等の処理を行うことは、その後の海岸の清潔が保たれる期間が長くなり、より効果的な対策となる。

海岸管理者は、処理の時期及び頻度について、海岸の地形、降雨や風向きなどの気象等の条件や景観、海開きや潮干狩りの開始時期などの海岸の利用、漁業等経済活動等の状況及び海岸漂着物等の量及び質の程度を勘案するとともに、関係市町、民間団体等の意見を参考にして、海岸漂着物等の処理の実施時期及び頻度を設定する。

現在、「ごみ減量・リサイクル推進週間」[5月30日(ごみゼロの日)から6月5日まで]を皮切りに、環境月間(6月)及び海、山開きシーズン(7月)中に、県内各地で環境美化統一キャンペーン(クリーンアップひょうごキャンペーン)を展開している。大阪湾においても、毎年6月の環境月間にあわせ、大阪湾クリーン作戦を実施し、国の機関、自治体、環境団体、

漁業協同組合連合会等が協働して、河川・海岸・海域のごみを回収している。また、瀬戸内海・海の路ネットワーク推進協議会では、毎年6～8月に「リフレッシュ瀬戸内」活動を展開し、各地域からのボランティアによる清掃活動を行っている。淡路島では、7月の第1週の日曜日及び11月の第2週の日曜日を淡路全島一斉清掃の日として、各市の町内会や学校、団体等が清掃活動等に参加している。成ヶ島では、「成ヶ島を美しくする会」が、毎月第2日曜日に清掃活動を実施している。

## ウ 処理方法

海岸管理者は、地域における様々な取組主体と重点区域の海岸特性を踏まえ、回収・搬出、収集・運搬、処分方法を選定のうえ、取組主体と連携し、実施体制を整える。

また、海岸漂着物等の回収物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて適正に収集・運搬、処分を行う。

### （ア）回収・搬出

海岸管理者は、海岸漂着物等の回収・搬出方法の選択にあたっては、海岸ごとに適切な方法を選択する。

処理を行う海岸漂着物等の量や質、海岸の特性（海岸の基質、自然環境、アクセス路等）から利用可能な回収・搬出方法（人力、重機、車両、船舶）を検討し、具体的な回収・搬出方法及び使用用具を選定する。

このとき、海岸の基質（干潟・泥浜海岸、砂浜海岸、れき浜海岸、磯海岸、港湾・埋立等の人工海岸）や海岸生態系へ与える影響を考慮し、回収・搬出に利用できる重機等を検討する。清掃を行う地域における重機の調達の可否や、その重機で実施可能な作業の範囲については、地域の状況によって異なるため、事業を実施する際は地域の関係者等と事前に連絡調整のうえ、最適な方法を選択する。

また、海岸漂着物等を回収する段階において、市町のごみの排出ルールに沿って分別を行い、円滑に処理できるように努める。

なお、船舶を利用する際には、漁業関係者との連絡調整を事前に行う。各重点区域で行う基本的な回収・搬出方法を表5-1に示す。

表 5 - 1 重点区域ごとの回収・搬出方法

回収	搬出	重点区域名	市町名
人力	人力 + 車両	尼崎西宮芦屋港海岸	尼崎市、西宮市、芦屋市
		明石港海岸	明石市
		東播磨港海岸	明石市、播磨町、加古川市、高砂市
		家島港海岸、立舞海岸、東尾友海岸、	姫路市
		成山新田海岸、成山新田海岸～岩見漁港海岸（一般公共海岸）、岩見漁港海岸～室津漁港海岸（一般公共海岸）、室津漁港海岸～相生市境（一般公共海岸）	たつの市
		相生港海岸(回収場所、量により回収に重機を使用も可能。)	相生市
		坂越港海岸、赤穂港海岸（回収場所、量により回収に重機を使用も可能。)	赤穂市
		松帆崎海岸、生穂漁港海岸、津名港海岸	淡路市
		安乎中川原海岸、炬口漁港海岸、洲本港海岸（大浜海岸では、重機による回収も検討。）、古茂江港海岸、由良港海岸（生石）、都志港海岸、鳥飼漁港海岸、船瀬漁港海岸、	洲本市
		吹上海岸～福良港海岸（一般公共海岸）、土生地野海岸、阿万港海岸、吹上海岸、福良港海岸、刈藻海岸、鳥取海岸、空浜海岸、阿那賀組海岸、丸山漁港海岸、志知川組海岸、津井海岸、湊津井海岸、湊港海岸、古津路海岸、慶野海岸、慶野松原海岸、慶野五色海岸、沼島漁港海岸	南あわじ市
人力 + 船舶	東尾友海岸、立舞海岸以外の西島海岸（一般公共海岸）	姫路市	
人力・重機 + 船舶	由良港海岸（成ヶ島）	洲本市	
人力・重機	人力 + 車両	神戸港海岸（須磨海水浴場では重機による回収も実施。)	神戸市
		妻鹿漁港海岸(白浜海水浴場では重機による回収も実施。)、姫路港海岸（的形海水浴場では重機による回収も実施。)	姫路市
		岩屋浦海岸、浦港海岸、仮屋漁港海岸、野島海岸、富島海岸、室津海岸、尾崎漁港海岸、多賀海岸、江井港海岸	淡路市
人力 + 車両：人力により車両に積込み、陸域から搬出 人力 + 船舶：人力により船舶に積込み、海域から搬出 人力・重機 + 船舶：人力及び重機（コンボ等）により船舶に積込み、海域から搬出 回収場所により、人力、重機、車両、船舶等回収・搬出方法を選択する。			

(イ) 収集・運搬、処分

海岸管理者は、回収する海岸漂着物等の量及び質の概要を把握し、回収後の海岸漂着物等の処理（収集・運搬、処分方法、処理施設の確保等）について、関係機関と事前に調整する。

洲本港海岸（大浜海岸）での清掃活動の事例を示す。大浜海岸では、毎年、地域住民、地域団体、学校、洲本市などが協力して、海岸清掃活動を実施している。回収された海岸漂着物等は、可燃物と不燃物に分別され、可燃物はやまなみ苑（洲本市・南あわじ市衛生事務組合）へ、不燃物は粗大ごみ処理場（淡路広域行政事務組合）へ搬入、処分されている（図 5 - 1）。

また、海岸漂着物等には多量の塩分が付着しているのではないかと懸念から処理施設での受入が制限される場合もあることから、処分先の市町や民間の処理施設の受け入れ条件についても考慮する必要がある。

なお、回収した海岸漂着物等についても、通常の廃棄物等と同様に、兵庫県廃棄物処理計画で推進する3R(リデュース、リユース、リサイクル)に基づき、循環的な利用の推進から、可能な限り再利用やリサイクルが優先されるように配慮する。

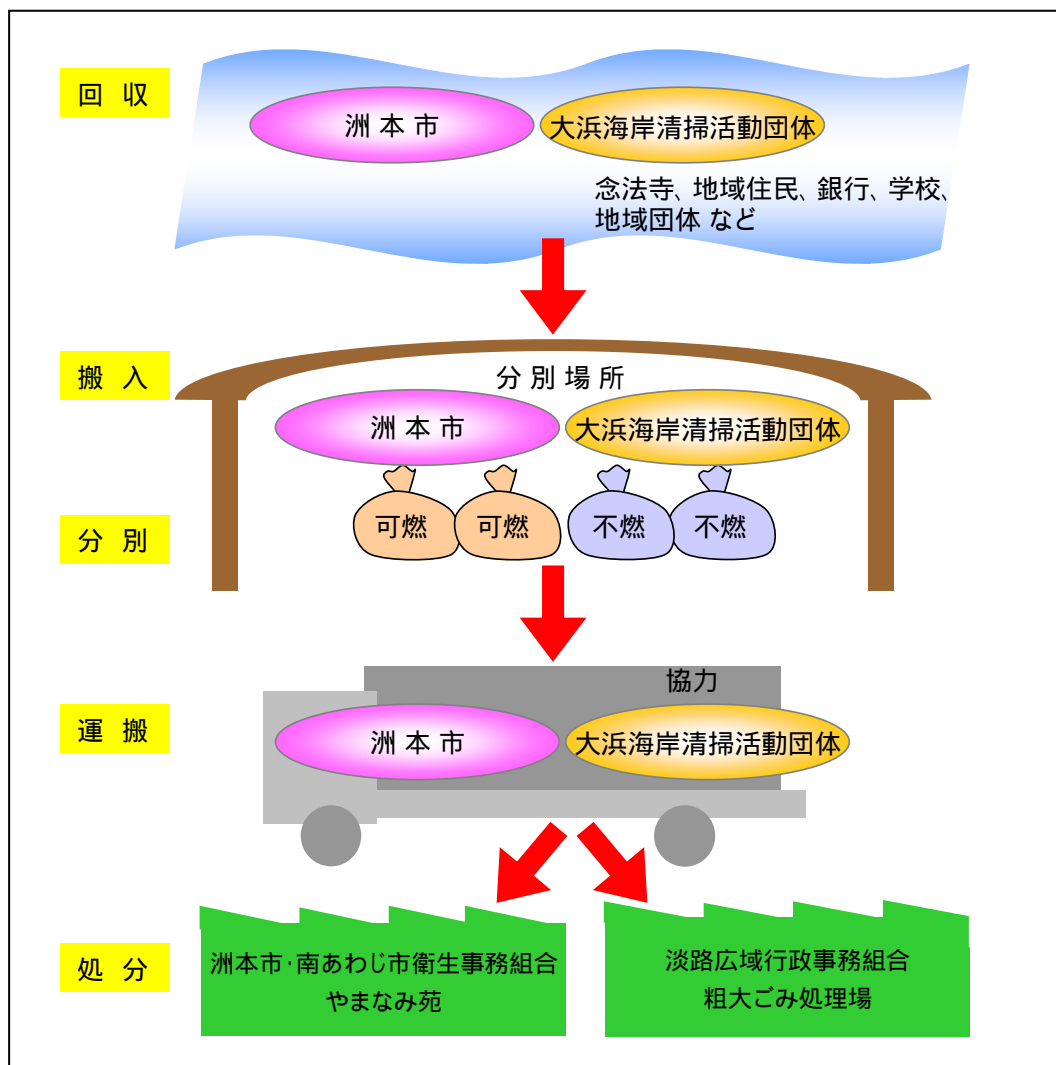


図5 - 1 洲本港海岸（大浜海岸）での処理事例

(ウ) 安全に関する配慮

海岸清掃作業には、地域住民やボランティア等が参加し、重機等の使用や危険物の回収等も想定されることから、安全管理を徹底する。

エ その他

(ア) 海岸漂着物等の処理に関する要請

海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるとき、市町は、当該海岸管理者に対し、海岸漂着物等の処理を行うよう要請する。

海岸管理者は、市町からの海岸漂着物等の処理要請があり、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理を行う。

県は、海岸管理者の要請などにより、近隣府県の協力を必要とする場合には、近隣府県に協力を求める。

#### (イ) 離島地域等における対策

家島諸島、沼島などの離島や、陸域からの立ち入りが困難な海岸等では、海岸清掃活動の範囲が限られており、回収した海岸漂着物等を海上運搬する必要があるなどの問題を考慮し、海岸管理者は、回収に必要な体制や収集・運搬、処分費用等の予算確保を行う。

#### (ウ) 自然環境保全

貴重な動植物の生息が確認されている箇所において海岸漂着物等の処理を行う場合は、生物保護の観点から、現場での作業経験や、海岸の生態系について専門家の意見をもとに、海岸漂着物等の処理作業(回収・搬出、収集・運搬)を実施する。

#### (エ) 情報の共有と連携

海岸管理者、県及び市町は、各地域における海岸漂着物等の発生状況ならびに自然的社会的条件等に係る情報を収集、整理し、海岸漂着物等の処理が円滑になされるよう情報を共有する。

また、民間団体や地域住民は、大量の海岸漂着物等を確認した場合、海岸管理者、県、市町に連絡するなどし、速やかに海岸漂着物等の回収・処理作業に着手できるよう情報を提供する。

#### (オ) 大量の海岸漂着物等への対応

大量の海岸漂着物等が確認され、当該区域の市町のみでは、対応できない場合には、海岸管理者は、他の地域の市町で処分を行えるように、県へ調整を依頼する。

県は、当該海岸漂着物等の処理を適切に実施するため、近隣市町をはじめ県下市町との調整を行う。

### (2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

「環境省平成19年度～20年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」によると、海岸漂着物等の多くは、陸域で発生したものであり、河川を通じて海へ流れ出し海流や風により運ばれたものが、広く海岸に漂着している。また、陸域で発生した海岸漂着物等には、生活に伴って発生したごみ等が含まれている。

このため、海岸漂着物等の問題の解決を図るには、海岸を有する地域のみならず陸域を含めたすべての地域において、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ることが必要である。

海岸漂着物等の発生抑制には、海岸漂着物等の発生の実態を把握し、ごみ

等の適正な処理を推進するとともに、不法投棄及び水域等への飛散、流出の防止を図り、ひいては、海岸漂着物等となり得るごみ等の削減に努めることが重要である。

#### ア 3Rの推進

県では、「21世紀兵庫長期ビジョン」（平成13年2月）のなかで、目指すべき社会像の一つとして、「環境優先社会」を掲げ、これを具体化するものとして「持続可能な循環型社会」の形成を目指す「ひょうご循環社会ビジョン」を策定している。これを基に、兵庫県廃棄物処理計画を策定しており、今後ともより一層の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進していくとともに、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な処理を確保し、持続可能な循環型社会の実現を図っていく。

#### イ 海岸漂着物等の実態の把握

海岸漂着物等の質を分析することにより発生場所や漂着ルートが判明する。このことから、海岸管理者は、海岸漂着物等の回収・処理作業を実施した際に、量・質等の把握を行い、海岸漂着物等の発生抑制のための資料とする。

#### ウ 適正処理等の推進

海岸漂着物等の中には、流木等の山林由来や漁具等の海由来のものが多く見られる。

このため、山林を保全し、集中豪雨や台風に強い山林にすると共に、伐採木が流出しないように山の所有者、行政等が協働して山林、伐採木の適正管理を行う。また、漁業関係者は、漁具・器材等の適正管理、適正処理を行う。

#### エ ポイ捨て防止

瀬戸内海沿岸では、ペットボトル等の漂着物等が多くみられ、これらは、ポイ捨てによるものと考えられる。県では、「環境の保全と創造に関する条例」でごみの投棄の禁止を規定するとともに、市町でも、ポイ捨て防止条例を策定している。引き続き、市町、事業者及び住民が一体となってごみの散乱、ポイ捨て等の防止により、環境の美化の促進を図る。

#### オ 水域等への飛散・流出の防止

ごみ等が台風などの強風によって、海や河川に飛ばされないように、ごみ集積所などでは、飛散防止ネットを設置するなど、水域等への流出防止に努める。

また、河川管理者は、引き続き、地元市町や地域住民等の協力を得て、河川清掃を行い、海域に流入するごみの削減に努める。

## カ 漂流物の回収対策の推進

海域における漂流物は、風、潮流によって海域を移動し、集積、拡散を繰り返した後、海岸漂着物となる。

瀬戸内海は、閉鎖性海域であるため、河川等から海域へ流出したごみは、海上では、潮汐フロント（潮目）に多く収束する。このことから、国は、海面清掃船等を活用し漂流物の回収を進める。

### （３）普及啓発又は環境学習・教育に関する方策

海岸漂着物等の発生は県民生活に起因するところが多いことから、海岸漂着物となるごみの発生抑制やその円滑な処理については、広く県民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行うことが重要である。

このことから、海岸管理者、県、市町は、海岸漂着物対策を進めるため海岸漂着物等の現状、処理、発生抑制等に係る普及啓発、環境学習・教育を実施する。

また、民間団体等と協働し、地域、社会、職場等の様々な場において、海岸漂着物等に係る普及啓発に努めることも必要である。

## ア 普及啓発

### （ア）県民への清掃活動参加の呼びかけ

海岸管理者、県、市町は、海岸清掃活動予定・実施報告、海岸状況等の情報について、積極的に県民に提供し、清掃活動への参加を呼びかける。

海岸管理者、県、市町は、海岸一斉清掃を推進し、県民全体が一丸となり一人ひとりが当事者意識をもって海岸漂着物対策に取り組むよう意識の高揚を図る。

現在、淡路沿岸では、淡路環境美化月間・淡路全島一斉清掃推進協議会が中心となって、7月と11月を「淡路環境美化月間」と定め、ポスター、ホームページ等で呼びかけを行い、「淡路全島一斉清掃」などの環境美化運動を展開している。また、県では、県民や団体等の参画と協働のもと、環境美化活動を一層推進するため、「淡路島里海保全隊」を登録し、協力して「クリーンアップひょうごキャンペーン」等の清掃活動を実施している。その他、大阪湾沿岸地域では、7月の「海の日」などにあわせてイベント等が行われている。

### （イ）マナー向上

海岸管理者及び事業者は、釣りや海洋性レクリエーション等のイベントに関連し、海岸漂着物問題やマナーの啓発活動を行い、海を利用する者の責任や自覚とモラルの向上を図るよう努める。

### （ウ）ポイ捨て防止

海岸管理者等は、クリーンアップキャンペーン等の機会に海岸利用者等にポイ捨て防止の啓発を行い、きれいな海岸づくりへの協力を呼びか



けるとともに、重点区域においては、看板等の設置を行い、ポイ捨ての防止を図る。

#### (エ) 関連企業への清掃活動参加の呼びかけ

海岸管理者、県、市町は、地元企業やマリトレジャー関連企業等に対し、CSR<sup>5</sup>の一環として海岸清掃活動への参加や企業広告に海岸環境保全を呼びかけるメッセージを記すなどの活動への参画を求める。

#### イ 環境学習・教育の推進

県、市町は、海岸での清掃活動等を通じて、海岸漂着物等に係る環境学習・教育を行うとともに、砂浜には、貴重な海浜植物が数多く自生している箇所があることから、海岸漂着物対策と海岸環境保全をあわせて環境学習・教育を行うことが望ましい。

海岸清掃活動においては、多くのごみが海岸に漂着していることを実感してもらい、日常生活に伴うごみ等の処理に関する意識を高める。また、ビーチコーミング<sup>6</sup>などを取り入れることにより、漂着物への興味、関心を高めるとともに、一人ひとりの当事者意識とモラルの向上を進める。

現在、「成ヶ島を美しくする会」では、毎年「海の日」に自然シンポジウム「みんなで見て考えよう成ヶ島」を開催している。また、地元小中学生を対象に環境学習（成ヶ島クリーン作戦、自然観察会）を行い、その活動の作文集を発刊している。

---

5 : CSR (Corporate Social Responsibility)

「企業の社会的責任」 企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動すべきであるとの考え方。

6 : ビーチコーミングとは、浜辺で貝殻などさまざまな漂着物を拾い集めて観察しながら散策すること。

## 6 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

海岸漂着物対策に際しては、国、県、市町、地域住民、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担の下で積極的に取組に努めるとともに、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。

### (1) 海岸管理者

海岸管理者は、海岸漂着物対策の実施の主体として、海岸漂着物等の処理を行う。

また、海岸漂着物等の発生抑制対策のため、関係者との情報共有、連携を図る。

### (2) 国

国は、地方自治体との間で海岸漂着物等の発生の状況や原因に関する調査の結果等についての情報共有、連携に努めるとともに、海岸管理者等が円滑に海岸漂着物等の処理を進められるよう、回収処理費等、必要な財政上の措置を講ずる。

### (3) 県

県は、海岸漂着物対策における地域関係者の円滑な意思疎通や連絡調整を図るため、海岸漂着物対策推進協議会を設置し、その運営（事務局）を行う。

市町、国、近隣府県との情報を共有し、連携を図るとともに、海岸漂着物等の発生状況、海岸漂着物対策に関する情報を広く発信し、発生抑制対策、普及啓発、環境学習・教育を進める。また、より一層の3Rの推進を図る。

### (4) 市町

関係市町は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者に協力する。また、海岸漂着物等による支障が生じている場合は、当該海岸管理者に対し、処理を行うよう要請する。

地域住民等に対し、海岸清掃活動への参加要請、発生抑制対策、普及啓発、環境学習・教育を実施する。また、より一層の3Rの推進を図る。

### (5) 民間団体等

民間団体等は、海岸清掃に参画するほか、県や市町が実施する発生抑制対策、環境学習・教育等の取組に参画し、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な役割を担う。

### (6) 地域住民

地域住民は、自発的に海岸清掃への参加に努めるとともに、生活系ごみの減量化や再使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努め、リサイクルのための分別収集への協力等を行う。

また、海岸のみならず市街地を始めとする日常の暮らしの場所においてもごみ等を投棄しないなどマナー、モラルを徹底する。

なお、海岸漂着物対策の推進には、海岸を有する地域のみならず広範における地域住民による自主的かつ積極的な取組がなされることが重要である。

(7) 事業者等

事業者は、その事業活動に伴って生ずる廃棄物を適正に処理する。また、地域と一体となりCSRの一環として海岸清掃等への参加、協力、支援を積極的に行う。

また、山の所有者においては、行政等と協働して、山林を保全し、集中豪雨や台風に強い山林にするとともに、伐採木が流出しないように山林、伐採木の適正管理を行う。漁業関係者においては、漁具・器材等の適正管理に努め、不要となった漁具等について適正に処理する。

観光協会等海岸利用者においては、市町や地元住民などと協働して、利用する海岸等の清潔の保持に努める。

(8) 学校・研究機関

学校・研究機関は、海岸での清掃活動等へ参加して海岸漂着物等の現状を認識し、海岸漂着物対策への教育に取り組む。

また、それぞれの専門的立場から海岸漂着物対策に係る情報提供を行う。

【関係者の連携イメージ】



表 6 - 1 各主体の役割

主体	役割
海岸管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物等の処理</li> <li>・ 関係者との情報共有、連携</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体との情報共有、連携</li> <li>・ 財政上の措置</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物対策推進協議会の運営（事務局）</li> <li>・ 市町、国、近隣府県との情報共有、連携</li> <li>・ 海岸漂着物対策に係る情報発信、発生抑制対策、普及啓発、環境学習・教育の実施</li> <li>・ 3 R の推進</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理等に関する海岸管理者への協力</li> <li>・ 住民に対する海岸清掃活動への参加要請、発生抑制対策、普及啓発、環境学習・教育の実施</li> <li>・ 3 R の推進</li> </ul>
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸清掃等への参画</li> <li>・ 発生抑制対策、環境学習・教育の取組への参画</li> </ul>
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸清掃への参加</li> <li>・ 3 R の実践</li> <li>・ マナー、モラルの徹底</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸清掃等への参加、協力、支援（CSRの一環として）</li> <li>・ 廃棄物の適正処理、山林、伐採木の適正管理、漁具・器材等の適正管理</li> </ul>
学校・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸清掃への参加</li> <li>・ 専門的情報の提供</li> </ul>

7 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

(1) モニタリングの実施

海岸管理者等は、海岸漂着物等の回収・処理作業を実施した際に、量及び質の把握を行い、これらの情報を整理することにより、今後の回収事業を行ううえでの資料とする。

(2) 災害等の緊急時における対応

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等が大量に堆積し、海岸保全施設の機能や生活環境の保全を阻害する場合に備え、海岸管理者及び県、関係市町が協働して一体的かつ効率的に処理できるように、連絡体制を整えておく。

このため、兵庫県では「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結しており、この協定に基づき、各市町が相互協力して災害廃棄物の処理を円滑に実施する。

また、市町は、大量の海岸漂着物等の処理に備え、ごみの仮置場の確保、応急備蓄資材の保有等に努める。県はこれらの情報を整理し、市町へ情報提供することにより、市町間で情報を共有する。

なお、大量の海岸漂着物等の被害が発生した場合は、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」や「災害等廃棄物処理事業費補助金」の制度を活用する。海岸管理者である県、市町が、海岸保全区域内に漂着した流木等の処理を実施する事業で一定の要件を満たすものは、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」に該当する。また、市町が実施する海岸保全区域以外に漂着したごみ等の処理に係る事業で一定の要件を満たすものは、「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象となる。

### ( 3 ) 隣接府県との連携

隣接府県との間で地域計画の作成状況、計画の内容等について情報交換に努め、海岸漂着物対策が円滑に進められるよう連携を図る。

### ( 4 ) 地域計画の変更

県は、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況等に応じて地域計画の変更を検討し、必要があると認める場合は、速やかに、協議会で協議し、地域計画の変更を行う。